

平成30年度通所介護等事業所集団指導に関する質問への回答

平成30年11月20日に行われました「平成30年度通所介護等事業所集団指導」の内容について、質問がありましたので回答します。なお、質問文は、内容がわかりやすいよう一部修正していますので、ご了承ください。

平成30年度改正に係る説明（加算等）（資料6参照）

Q1 ADL維持等加算、栄養スクリーニング加算を算定する場合、加算の算定に必要な計画書等の作成は不要なのか？
また実施の記録等に関して事業所独自に作成した計画書を使用してよろしいか？

A1 標記の加算を算定するためだけの個別の計画書の作成は不要ですが、いずれの加算についても通所介護計画に位置付けるようにしてください。

また実施の記録等については、事業所独自の様式で構いませんが、加算を算定する際に確認すべき事項について全てを網羅できる様式としてください。

その他連絡事項（過去のお問い合わせ事例から）（資料7-1参照）

Q2 自然災害等外的要因により、サービス提供時間が変更になった場合の「天候等」という「等」にはどこまでが含まれるのか？
交通状況による遅れ（事故渋滞等）は含まれるか？

A2 外的要因には、天候だけでなく突発的な事故等も含まれる場合があると考えられます。

資料でもお示したように、個別の状況により判断することになります。

ただし、事故による渋滞の状況が予め把握できる場合等は、可能な限り送迎及びサービスの提供に支障がないように対応していただくようお願いいたします。

Q3 迎えに行ったが出かける準備が整っていない、トイレに入っている等の理由で到着時刻が遅れた、又は再度迎えに行く等した場合の利用時間は如何？

A3 当日の利用者の心身状況から、実際のサービス提供時間が通所介護計画上の所要時間よりやむを得ず短くなった場合には、通所介護計画上の単位を算定して差し支えありません。

ただし、通所介護計画書の所要時間よりも大きく短縮となった場合や、送迎車の配車調整等、事業所の事情によりサービス提供時間を短縮した場合は、変更後の所要時間に応じた単位数を算定することとなります。

Q 4 体験・お試しのサービスが基準違反となる場合があるということだが、具体的なケースを教えてください。

A 4 基準違反となる例としては、体験・お試しの方に対して介護保険の通所介護サービス利用者と同一のサービスを無料で提供する場合があります。介護保険を利用する方としない方との間で、利用料に不合理な差を設けることはできません。単なる見学については無料で行っても差し支えありません。